



学校給食に関する手続きについて（中学校）

千葉市が学校給食を提供するにあたり、必要な手続きについてお知らせします。

■ 必要な提出書類

千葉市立の小学校・特別支援学校から入学する方は、

下記(1)・(2)の書類の提出は不要です。

※千葉市の小学校・特別支援学校で給食費を口座振替で納付されていた方は、振替口座が継続されます。
まだ、口座振替の手続きがお済みでない方は、口座振替での納付にご協力をお願いします。

(1) 「学校給食申込書」

お子さんが通う学校へ1人1枚提出してください。

学校給食の申込みと給食費の納入等について確認する書類です。



(2) 「千葉市学校給食費等口座振替依頼書」

① 「口座振替依頼書」(4枚複写)に必要事項を記入後、金融機関で手続きしてください。

② 金融機関窓口で手続き後に学校提出用(4枚目)を学校へ提出してください。

記入の際は、ボールペン(消せるボールペンは不可)で強めにご記入ください。文字が不鮮明な場合、口座振替ができません。

(1) 及び (2) (※学校提出用) は

令和3年4月7日(水)までに学校へ提出をお願いします。

(千葉市立の小学校・特別支援学校から入学する方は提出の必要はありません。)

※口座振替の手続きを行わない場合や再振替でも引き落としができなかった場合は、納付書(学校給食費)と振込書(学校徴収金)により、金融機関等(コンビニは不可)からお支払いいただきます。この場合、学校徴収金は振込手数料を保護者の方にご負担いただくこととなります。振込手数料の負担のない口座振替での納付にご協力ください。

■ 口座振替日(納期限)は年9回です。

期別	第1期(4・5月分)	第2期(6月分)	第3期(7月分)	第4期(8・9月分)	第5期(10月分)
口座振替日	6月25日	7月25日	8月25日	10月25日	11月25日
期別	第6期(11月分)	第7期(12月分)	第8期(1月分)	第9期(2・3月分)	
口座振替日	12月25日	1月25日	2月25日	3月25日	

- ・口座振替は、給食費、スポーツ振興センター共済掛金及び学校徴収金の合計金額で行います。
- ・口座からの引落しは年9回に分けて、各期25日に実施します。振替ができなかった場合は、翌月15日に再振替を行います。(残高不足にご注意ください。)

※各期の具体的な徴収額(合計額及び内訳)は、6月にお知らせいたします。

※25日・15日が土日祝等の場合は、金融機関の翌営業日となります。

■ 学校給食費の納付金額の目安です。

学校区分	学年区分	1食当たり (3年1月現在)	期毎の目安(ひと月20食として)	
			(1・9期)	(2~8期)
中学校 / 高等特別支援学校		320円	12,800円	6,400円
特別支援学校	中学部 / 高等部	349円	13,960円	6,980円

各期の金額には、上記の額のほか、スポーツ振興センター共済掛金と学校徴収金が加算されます。学校・学年によって、給食の実施回数が異なりますので、給食費の徴収金額は異なります。

学校給食の提供を、「停止する（食べない）」、「停止から再開する」、「給食の内容を変更する（給食の一部を食べない）」といった場合は、市（学校）への届出が必要となります。届出に基づき、給食費の額が変更となります。

■ 学校給食の申込み内容を変更したい場合（食物アレルギーなどで牛乳が飲めない場合など）

食物アレルギーなどの理由で、「①給食を食べない」「②牛乳が飲めない」「③牛乳しか飲めない」こととなる場合は、「学校給食変更届※」を学校に提出してください。

■ 事情により4日以上給食を食べない場合（病気による入院や海外への帰省など）

病気による入院や一時的に千葉市外の学校へ通うこととなった場合などで、連続4日以上給食を食べないことがあらかじめ分かっている場合は、「学校給食変更届※」を学校に提出いただくことで、給食費を徴収しません。なお、1日単位で欠席し、結果として4日以上欠席した場合は対象となりません。

■ 転校する場合

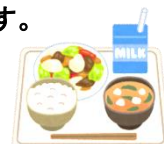
転校するときは、「学校給食変更届※」を学校に提出してください。市内の学校間で転校となるときは、お手数ですが転出校と転入校にそれぞれご提出をお願いします。

※「学校給食変更届」の用紙は各学校で配付しています。また、下記URLホームページからダウンロード可能です。⇒「学校給食変更届 千葉市」で検索

<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/kyushoku-tetsuduki.html>

「学校給食変更届」は期日に余裕をもってご提出ください。入学・転入前の提出も可能です。

給食の開始・変更・停止には、食材の発注数量の変更が伴うため、対象となる日の5日前（土日等を除く）までにご提出ください。届出が遅れた場合は、ご希望の日から適用ができませんのでご注意ください。



■ 給食費を支払う経済的な余裕がない場合（生活保護受給世帯や準要保護「就学援助」世帯など）

千葉市立小・中学校に就学するお子さんが安心して教育を受けられるよう、経済的な理由でお困りの方のために「就学援助制度」があります。援助の内容や申請手続きについては、「就学援助制度のお知らせ」をご覧ください。「就学援助」また「生活保護」を受けている場合、給食費の負担はありません。

■ 学校給食に関する主な配付文書について

配付文書	内 容	配付時期
学校給食費納入額決定通知書	一年間の徴収金額をお知らせします。	毎年6月
再振替のお知らせ	口座振替について再振替を行うことに関する通知です。	初回振替日（各期25日）の約10日後
督促状（納付書）	納期限までに納付がなかった場合、納付をお願いする督促状です。	納期限の到来から40日以内

文書は、お子様を通じて配付します。なお、配付時は、内容を容易に確認できないよう封筒を利用します。また、長期休業期間や卒業後は、郵送する場合があります。

（千葉市役所納付推進センターから再振替のお知らせなどの電話をする場合があります。）

児童手当からの徴収に関する同意について

万が一、学校給食費が長期間滞納となった場合に、児童手当からの徴収を行う場合がありますので、学校給食申込書の児童手当からの納入に関する同意欄に記入をお願いします。児童手当からの徴収はすぐに開始しませんので、残高不足等で口座振替が出来なかった場合は、学校から配付される督促状（納付書）で速やかに納付をお願いします。

■ 私立学校等へ入学を予定されている方は・・・

千葉市立の中学校・特別支援学校以外に入学を予定している場合は、手続きは必要ありません。ただし、入学予定が変更となり、千葉市立の中学校・特別支援学校へ通学することになった場合は、速やかに手続きを行ってください。

お問い合わせ先

お子さんが通われる学校、または千葉市教育委員会
保健体育課（口座振替・学校給食費関係）
電話 043-245-5909
メール kyushoku-kokaikai@city.chiba.lg.jp
学事課（学校徴収金関係）
電話 043-245-5928
メール gakuji.EDS@city.chiba.lg.jp